

一般社団法人 日本自殺予防学会 メディア表現支援委員会規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本自殺予防学会（以下、学会という。）が様々なメディアが自殺に関する報道・表現等をより適切に実施することを支援するために設置するメディア表現支援委員会（以下、本委員会という。）の運用について必要な事項を定める。

第2条（事業内容）

本委員会は、前条の目的を達成するために、自殺に関するメディアの報道・表現等が、世界保健機関（WHO）等の作成した自殺予防のメディア報道ガイドラインやメディアの自殺予防効果研究の成果に則って行われているかをモニタリングし、必要に応じてフィードバックを提供する。また、自殺に関する報道・表現等の問題点が見られる場合、マスメディアや社会に対してこれを積極的に訴えていく。さらに自殺予防に関する最新の情報やリソースの共有や、研究会組織などの活動によりメディアとの協働を図り、メッセージを発信する。

2 本委員会の事業に関する依頼があった場合の対応については、細則を別に定める。

第3条（委員の構成）

本委員会の担当理事は、理事会が常務理事の中から1名もしくは2名を指名する。

2 本委員会の委員長1名は、本委員会の委員の中から本人の受諾および担当理事の承認をもって選任する。

3 本委員会の委員若干名は、学会会員の中から委員長が指名し、担当理事の承認を得て選任とする。委員の推薦に当たっては、委員相互の多様性を考慮する。

第4条（委員の任期）

担当理事および委員の任期は2年とする。ただし、再任されることは妨げない。

2 委員の退任に当たっては、退任希望の旨を委員長に伝え、委員会での承認をもって、決定する。後任の委員を選任する場合、後任の委員の任期は、残任期間とする。

3 委員長が任期途中で退任した場合は、本委員会が委員の中から委員長を選任する。

第5条（本委員会の運営）

本委員会は、委員長が招集する。

2 本委員会は、基本的に、本委員会の事業に関する事案が発生した際に、オンライン会議にて参集する。

3 本委員会を対面で招集するときは、開催日1カ月前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、担当理事と各委員に対して通知しなければならない。

第6条（その他）

上記に定めた以外の必要事項については適時当委員会では討議して別途定める。

附則

1) この規程の変更は、理事会または常務理事会の議決による。

2) この委員会規程は、2023(令和5)年9月17日から施行する。

2023(令和5)年9月17日 制定